

発達障害

生まれつきの「脳機能」の発達に起因する障害

発達障害は脳機能の障害で、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害（LD）など特性により大きく3つに分類され、家庭環境や親の育て方が原因となるものではありません。他人との関係づくりやコミュニケーション、文字の読み書きや聴覚記憶、注意の集中、身体の動きの抑制などに困難さがあったり、光や音、肌触りなどの感覚が過敏な場合もあります。障害の状況には個人差があり、望ましい対応方法も異なりますが、子どものうちからの「気づき」や、環境の工夫・配慮、居場所の選択など、周囲の適切なサポートがあれば、本人らしい力を発揮しやすくなります。



問診票は事前に渡し 自宅で記入 できるように

動き回る発達障害の子どもを連れ、受付で問診票を書くのは至難の業。大人の場合は「どこに何を書いていいのか混乱」してしまうことも。あらかじめ書式を渡し、記入済みのものを持参できるとスムーズです。

「配慮してほしい」ポイントは事前に確認を

人により特性はさまざま。できれば事前に特性についての説明、苦手なこと、どんな配慮があればよいかなどの確認。「医療受診時障害特性記入シート」（P17～18）も活用してください。



曖昧な表現は理解が難しい シンプルな質問を

「最近どうですか?」「多めに」といった曖昧な表現が苦手な人も。具体的かつシンプルな質問を心がけましょう。「睡眠は〇時から〇時までですか」「食事は1日何回ですか」「気分の上下はありますか」など。

過敏な子どもは 待合室で待つのが難しい

とくに子どもの場合、感覚が過敏だったり、じっとしているのが苦手だと、待合室で待つのが「辛い」「難しい」と感じがち。外で待てるような配慮や、診察までの時間を教えてもらえると、安心して待てます。



こんな
ことも…

- 具体的な説明方法の事例として「通所先には通えていますか」「どこが痛いですか」「どのくらい痛いですか、10段階で教えてください」などもぜひ参考に。このような配慮があるだけで、ストレス無く話せる人もいます。
- 緊張のあまり「体調はどうですか」と聞かれるものの頭が真っ白に。答え方がわからず「大丈夫です」と言ってしまうことも。